



本人調書

(この調書は、第9回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和2年(行ウ)第344号
期日	令和4年6月28日 午後1時30分
氏名	中嶋一樹
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良心に従って ^{しんじつ} 真実を述べ、 ^{なにごと} 何事

^{かく} も隠さず、 ^{いつわ} 偽りを述べないことを

^{ちか} 誓います。

氏 名 中 嶋 一 樹

印

速 記 録 (令和4年6月28日 第9回口頭弁論)

事件番号 令和2年(行ウ)第344号

本人氏名 中 嶋 一 樹

原告代理人

甲第31号証を示す

陳述書を示します。令和3年7月18日付けのものです。こちらの陳述書ですけれども、あなたが内容を確認した上で署名して判子を押したものと聞いてよろしいですか。

はい。

何か直すところがありますか。

ありません。

甲第54号証を示す

陳述書2を示します。令和4年5月17日付けのものです。こちらの陳述書、あなたが内容を確認した上で署名して押印したものと聞いていいですか。

はい。

何か直すところがありますか。

はい、1点あります。3ページ目になります。「2 本件サービスの内容」というところの(1)、③番ですね、「申請者から、LINE上で起動されるカメラを用いて、上向き又は横向き」というふうになっているんですが、実際には上下左右4方向ということになります。この部分だけ修正をさせていただければと思います。

今、御指摘いただいた点以外について何か直すところがありますか。

ありません。

まず初めに、貴社が用意するGovTech Expressについて伺っていきます。貴社は自治体がアプリケーション、LINEにて開設したアカ

UNTを用いて、住民に対して各種サービスを提供するに当たり、そのサービスの基となるシステムを自治体に提供する業務を行っていますね。

はい。

貴社の顧客、クライアントは自治体を含めた行政機関のみと聞いていいですか。

はい、9割以上が行政機関、官公庁ということになります。残り1割に医療法人だとかが含まれます。

貴社のGovTech Expressのシステムですけれども、イメージとして、要はLINEの上に貴社のシステムが乗っかる、そんな認識でいいですかね。

はい、概念的にはおっしゃるとおりだと思います。より厳密に言えば、LINE社のシステムがあり、その横に当社のシステムがあって、システムが連携することによって動いているというような形になります。

貴社は、GovTech Expressを利用する自治体からシステムの利用料を支払ってもらっている、そういう理解でいいですか。

はい、御認識のとおりです。

貴社が用意するGovTech Expressにおいて、用意しているサービスとしてどのようなものがありますか。例えばの例として5つほど挙げてみてください。

証明書の請求、あるいは粗大ごみの回収申込み、予約、水道の開閉栓、あるいはパブリックコメントの収集などが挙げられます。

自治体は、このGovTech Expressが用意しているサービスの中から、どれを住民に提供しようということを選ぶんですかね。

はい、選ぶ、あるいは自分たちで新規に作るということができるようになっています。

逆に伺うと、貴社が用意するサービス全てについて、自治体が利用している

というわけではないんですかね。

はい、飽くまでも自治体の中で、これを住民に提供しようというふう
に決められたものを選択的に提供されているというような形になります。

具体的に、自治体がこのサービスを使おうと、選択しようとするときに、ど
ういった仕組みが取られているんですか。

当社サービスの管理画面の中で、そういった提供できる手続のテンプレ
ートのリストというものがありますので、それらについて提供した
いものを選択していただき、それを有効というふうにマークしていただ
くことで提供ができるようになります。

今提供ができるようになるとおっしゃいましたけれども、その管理画面で有
効というところをチェックすると、自動的に住民に対して提供されるよう
になるんですか。

厳密に言えば、住民に対してそのサービスが提供されたということが
分からないと住民は利用できないと思いますので、自治体のほうから
LINE公式アカウントを通じて、このサービスが開始されたよとい
うような通知をするか、あるいは画面の下のほうにメニューを出すこ
とができますので、そのメニューを更新して、住民票の申請などの手
続をそこに出してあげる必要があるかなと思います。

住民票の写しの交付請求、今回の裁判の争いの対象ですけれども、これもG
o v T e c h E x p r e s s が用意するメニューの中に用意されている、
そう聞いていいですか。

はい。

現時点でも用意されていますか。

はい。

自治体がその住民票の写しの交付請求、有効にしますよというものをチェッ

クすると、自治体としてそのサービスを住民に提供できるようになるんですかね。

はい。

自治体が、この住民票の写しの交付請求を住民に提供しようとしたときに、何か費用って発生するんですか。

住民票の請求サービス自体には費用は掛かりませんが、その中でeKYCという顔認証のサービスを利用しようと思うと、その分にオプション費用が掛かります。

幾ら掛かるんですか。

今のところ、月額5万円税別という費用が掛かります。

時点を特定して伺います。先ほど御確認いただいた甲第31号証の陳述書、令和3年7月18日付けで作成してもらっていますが、これは陳述書によると、当時GovTech Expressを利用している自治体の数として55という数字が挙げられていますね。

はい。

この陳述書を作成した令和3年7月18日時点で、住民票の写しの交付請求のサービスを有効とチェックしている自治体は渋谷区のみでしたかね。

はい。

渋谷区以外からこの住民票の写しの交付請求のサービスを使いたい、そういった声ってありましたか。

はい、相当数頂いていたと思います。

具体的にどこか挙げられますか。

愛知県の東郷町という町、あるいは埼玉県のと光市というところが挙げられます。

この裁判に、それぞれの自治体から、あるいは自治体の担当者から発行された書面というのを提供していますね。

はい。

今、2つの自治体が挙がりましたが、ほかに自治体から声ってあったんですか。

はい、先ほど申し上げましたとおり、相当数あったというふうに思います。ただ、この裁判に証拠として提出しようと思いますと、自治体としては、正式な承認を取った上で書面を提出しなければいけないという点で、かなり大きな負担を感じるようになると思います。なので、書類を提供してくれた2つの自治体というのは、相当の覚悟を持って出している。その他の自治体はそこまでは至っていないというのが現実だというふうに思います。

この裁判の中で総務省、省令の改正をなさって、省令改正を受けて、渋谷区はLINEを用いた住民票の写しの交付請求のサービスを当面の間、休止すると発表してサービスの提供をやめましたね。

はい。

渋谷区から、何かこの省令改正が違法であると判断されれば、サービスがどうなる、いやどうもならない、なんかそんな話聞いていますか。

はい、渋谷区からは飽くまでもこのサービスを停止するのは、省令が改正され、このサービスを提供することが違法になったからだというふうに伺っています。なので、このサービスが違法でない状況になった場合は、直ちにサービスを再開するというふうに伺っています。

このサービスを利用した本人確認方法について話を伺っていきます。サービスを利用する区民、住民側の視点に立つと、まずLINEにおいて開設された自治体のアカウントの中といいいますか、その自治体を用意するページに入っていくわけですね。

はい。

その中で自分が受けたいサービスを選択するんですかね。

はい。

住民票の写しの交付請求をLINE上でしたいと思ったら、何かそのメニューをクリックといいますか、ボタンを押すと始まっていくんですかね。

はい。

甲第56号証の1を示す

「住民側の申請画面①」と題する画像データを示します。見ていただいて、住民が、その自治体のLINEのページで住民票の請求をしますよとボタンを押すと、この甲第56号証の1の画像が表示している手続きが始まっていく、そういう理解でいいですか。

はい、御認識のとおりで、右側から出ている緑の吹き出しが住民側からの発信、左側から出ている白い吹き出しが自治体公式アカウントからの発信ということになります。

甲第56号証の1の画像の見方を教えてほしいんですけど、上から下にかけて手続きが順々に進んでいくと、そういう理解でいいですかね。

はい、正しいです。

甲第56号証の1の画像を上から順々に見ていくと、「住民票の申請」というのが一番初めに住民側が選択したということで緑色に表示され、その後、文字を追っていくと、「受取方法を選択してください。」、「必要な住民票を選択してください。」、「必要な記載事項を選択してください。」、「必要な通数を選択してください。」、それぞれに住民側としての選択が表示されている、そういう理解でいいですかね。

はい、それぞれの質問ごとに選択肢が表示され、それをタップして選択することによって、この緑色の吹き出しが出ているというふうにお考えください。

この甲第56号証の1、手続きが進んでいって一番下のところ、「必要な書類は以上でよろしいですか?」、「以上」と押すと、次はどうなっていくんで

すか。

eKYCと呼ばれている顔認証のプロセスが始まることになります。

甲第57号証を示す

「本人確認の流れ」と題する資料を示します。先ほど、あなたがおっしゃった本人確認の手続が進んでいきますというのは、甲第57号証の資料で示されている手続に入っていく、そういう理解でいいですね。

はい。

ここでの本人確認の流れについて簡単に御説明いただけますか。

まず①のところから御説明します。右側の「実際のトーク画面」というスクリーンショットにあるとおり、「正面の顔写真を撮影して送信してください。」と指示が公式アカウントのほうから出てきます。この下にある緑の「カメラを起動」というボタンをタップいただくと、実際にスマートフォンのカメラが起動してきますので、それで正面の顔写真を撮って送信すると、上段の緑色のボックスのとおり、「OK」というところで次のプロセスに進んでいくことになります。ただし、このときに顔が写っていない写真を撮ったり、あるいは正面でない向きの顔写真を撮ったりした場合は、拒絶されることになりますので、はじかれて次には進めないという流れになります。次に進んだ場合は、②のところに来るわけなんですけれども、次に、ランダムに指定された向きの顔写真を撮影して送信してくださいというような指示が来ます。このときにランダムというのは、上下左右のうち、どれかの向きを指定されて、送信してくださいという指示が来ることになります。このとき、指定された向きと同じ、かつ同一人物が撮影された場合には、「OK」というボックスのとおり、下に進むことになりますが、指定の向きではなかった場合、あるいは同一人物ではない人物だった場合は、はじかれてしまい、ここから先に進めないということになります。

ます。これはA I が検出してそのような判断を行っているということになります。最後、③なんですけれども、本人確認書類を撮影して送信してくださいとあります。この指定の本人確認書類というのは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留資格証明書というのがあります。この4つのうち、いずれかであり、かつ本人である場合、前段で撮った顔写真と同一人物だった場合は、「OK」というボックスのとおり、下に進むことになります。ただし、ここで指定されている本人確認書類ではないものを送信した場合、あるいは指定のものだけでも、本人のものではない、同一人物ではない証明書を送った場合は、はじかれることになりますが、「NG」にはなるんですけれども、この指定の本人確認書類、かつ同一人物でなかった場合というのは、この時点では、はじかれずに、次に進めるというような流れをくんでいます。この理由は、本人確認書類を撮ったときの写真と現在の写真というところの風貌が異なっている可能性が相当考えられるというところがあって、一旦はこの部分は通過させてしまい、この未完了というマークが管理画面上、つくことになりますので、それをもって職員の方がメケンで検査をするという流れにしようということで、このような流れとなっています。

今、職員の方がメケンで検査という言葉を使われたかね。メケンっていう漢字を書くんですか。

目で見るとはですね。

目見という言葉を使っているんですね。

はい。

この本人確認の流れが一通り終わると、次にどういった手続に進んでいきますか。

次には、申請している本人の情報を、名前であるとか、その振り仮名、

住所というのを入力していくような画面になっていきます。

甲第56号証の2を示す

「住民側の申請画面②」と題する画像を示します。先ほどと同じように、上から下に手順が進んでいくわけですね。

はい。

これも文字を追っていくと、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、現在の住所、住民票記載の住所、連絡先電話番号、それを入力していくわけですね。

はい。

それを入力し終わると、甲第56号証の2の画像の一番下のところ、「申請内容の確認」というのが表示され、ここで「申請」というものを押すとどうなるんですか。

この手数料を決済するための電子決済の画面が立ち上がってくることになります。

甲第56号証の3を示す

「住民側の申請画面③」を示します。今おっしゃった決済画面というのは、甲第56号証の3の画像で表示されている画面のことを言っていますかね。

はい。

具体的にどんな流れで決済がされますか。

決済方法を選択していただき、この例ではLINE Payというのを選択して、「384円を支払う」という緑のボタンをタップしたときに、LINE Pay側の確認画面というのが出てきまして、それに同意すると決済が完了するというような流れです。その後に領収証というのが送信されてくることになります。

申請手続き自体は、一旦ここで住民目線でいうと終わるんですかね。

はい。

この甲第56号証の3、決済が終わった後の流れというのはどういう流れに

なるんですか。

受け付けた後、職員のほうが管理画面を見て、そこまでたどり着いた申請について、実際の住民基本台帳を確認し、該当する住民がいるようであれば、その住民に対して住民票をプリントアウトし、それを郵送するというような流れになります。

先ほど、自治体の方が管理画面を見られるということをおっしゃいましたけれども。

甲第58号証を示す

「自治体側の管理画面」と題する資料を示します。こちらの資料で表示されている2つの画面、これが自治体の職員の方が見る管理画面ですかね。

はい。

上段に「本人確認が完了の場合」、下段に「本人確認が未完了の場合」と、それぞれ画像が貼られてますが、この見方について教えてもらえますか。

まず上段のほうなんですけれども、「eKYC」というセクションの中にピンク色で囲ってあるところがあります。この「eKYC OCR結果」というのと、「eKYC 顔認証結果」というところ、両方チェックが付いていると思いますが、これは顔認証の結果、全て同一人物であるということが判定され、かつOCR結果というところでは、本人確認書類から抽出した情報と、本人が申請した申請者情報というのが一致しているということを意味しています。これが完全に完了している場合ですね。下段の場合なんですけれども、先ほどの資料の中で、未完了だけれども、先に進めるというパターンがこちらになりますが、こちらもスクリーンショットした側のピンク色で囲ってあるところを見ていただくと、こちらは「eKYC 顔認証結果」というところにチェックが入っていないことが分かります。このチェックが入っていない申請というのは、リストアップすることができるようにな

っていますので、職員のほうでは、この申請をリストアップして、これについてはしっかりと本人確認の目見でのチェックというのを、顔写真と本人確認書類が一致しているかどうかというのを、作業で確認していただくというような形になります。

今、本人確認が未完了の場合、甲第58号証の下段の場合で、職員の方が目見で確認するということをおっしゃいましたけれども、こういった形で確認するんですか。

下段のほうの画面の右側、「ファイル」というところに「本人確認書類」という写真が添付されていると思いますが、これをクリックすると、まず本人確認書類が表示されることになります。これプラス、このスクリーンショットの左下のところにある「eKYC」というリンクですね、こちらをクリックしていただきますと、本人が撮った顔写真と、あと本人確認書類から抽出された申請者情報というのが出てきます。これらを一致しているかどうかというのを見比べていただくという、そういう作業になります。

職員の方が見比べて、一致しているとなれば手続が進んでいくんですか。

はい。

職員の方が目で見ても、2つが一致しているといえないとなったらどうなるんですか。

その場合は取消しを行うということになりますので、この管理画面上でいえば、スクリーンショット、左上にある「状態」という項目ですね、こちらを今「受付」となっているところを取消しというふうに変更ができるようになっています。その取消し作業をすることによって、住民のほうには自動的に取消しをされたという通知が飛ぶと共に、決済した手数料が返金されるということになります。

この職員の方が取り消して、利用者に対して取り消しましたよと通知が行く、

それだけなんですか。あるいは職員の方が、もう少し丁寧なフォローとかするんですか。どんなことが予定されていますか。

もう少し丁寧な理由を説明する必要がある場合などは、このスクリーンショット右側の中段ぐらいにある「フォローアップ」というところで、「新規」というボタンを押していただくことによって、個別にメッセージが送信できるようになっています。このメッセージの中で、任意のメッセージ、例えば今回どのような理由でこの申請が拒否されたのかということを書いていただいて、送信していただくことによって、併せて、そのような理由も御説明できるというような流れになります。

甲第58号証の上段で、「本人確認が完了の場合」の管理画面が表示されていますけれども、本人確認が完了の場合も、職員の方が2つの画像データ、要は本人確認書類と本人を撮影した写真、それを照らし合わせることもできるんですかね。

はい、可能です。

今、特に本人確認のためのシステムについては、LINE株式会社が開発したLINE CLOVAと称するシステムを用いていますね。

はい。

御社はこのLINE株式会社に對して、LINE CLOVAの利用料というのは払っているんですか。

はい、支払っています。

このLINE CLOVA、あなたが分かれば結構ですけど、いわゆる犯収法が非対面の本人確認の方法として認めている方式に適合している、適合していない、その辺りのことは分かりますか。

はい、開発するときは、この犯収法のマナーというのは強く意識して開発を行っています。なのでその辺りで定められている顔認証の方式

ですね、これをそのまま実装するような形で、当社の方式にも組み込むということで開発を行っています。

一連のこのサービスに基づく住民票の写しについては、住民基本台帳に登録されている住所宛てにしか送らないんですよ。

はい。

これは一連の今見てきた過程でどの辺りに位置付けられますか。要は甲第56号証の1から始まって、甲57、甲56の2、甲56の3における一連の手続のどこかに位置付けられるのか、その外の話なのか、どの辺りに整理できますか。

今までスクリーンショットを見ながらお話ししてきたところは、飽くまでも請求のところだと思うんですけども、住民票記載地に送るところというのは、その請求を受けた後の話になってきます。なので職員の方が、住民基本台帳というこのシステムとは全く別の自治体内部にあるシステムの中から住民の情報をピックアップして、その住民基本台帳の住民票の住所に基づいて、その住民票をその地に郵送するというような流れになります。

要は、このサービス、住民票の写しの交付請求という性質上、最後の出口は住民票の写しという物理的な紙の郵送が出口ですよ。

はい。

今おっしゃった、自治体の方が住民票の写しを発行する際、あるいは郵送する際に、そこで住民基本台帳に登録されている住所地にしか送らないということがチェックされる、そういう理解でいいですかね。

はい。

この一連のサービスによって、住民票の写しの交付請求をしますよというときに、あえてリスクというものを考えるとすると、何か指摘できることってありますか。

顔認証のプロセスにおいては、本人確認書類を例えば偽造する、例えば免許証にほかの人の顔写真を貼り付けるなどした場合は、先ほど御説明した顔認証のプロセスというのを、不正に通過する可能性があると思います。

このリスクについて、御社の上では当然検討しているところかと思いますが、
けれども、どのように整理されていますか。

リスクという意味でいうと、我々がまず整理しておかなければいけないのは、今回のサービスでリスクになるのは、飽くまでも住民票を不正に取得できるかどうかという問題であって、住民票を不正に請求できるかどうかではないというところを、まず踏まえておきたいというふうに思います。その点でいうと、今回のサービスを通じて、住民票を不正に取得できるリスクというのは、限りなくゼロに近いというふうに考えています。その理由としては、前段御説明したとおりで、まず第1の防波堤として、eKYCという技術的な部分の防波堤が設置されていること、そのときに併せて、法的な本人確認書類を提示しなければいけないというところで、それをもしねつ造すると、公文書偽造の罪に問われるという法律的なプレッシャーがあるということ、そして更には最終的に申請を完了する前には、電子決済を行ったり、料金を支払わなければいけないというところもある種のプレッシャーになるだろうというふうに考えていますが、最終的にこの住民票が取得されるためには、郵送されなければいけないというところで、郵送するところは住民票記載地にしか送られないということになりますので、第三者がこれを不正に取得するということは、この時点でかなり難しいだろうというふうに思います。ただし、その一方でもし可能性があるとするれば、その申請した本人が実際には引っ越したんだけど、住民票の記載地の変更届を出していなかった場合というのは、引っ越

し先で請求をすると、その住民票が元の住所のところに送られてくるということになりますので、当人以外が受け取るという可能性が出てくることも考えられるかなとは思いますが、このリスクというのは、当然ながら当該サービスに限った話ではないですし、またこのシチュエーションというのは、意図して第三者が作れるようなものではないので、そういう意味で限りなくゼロに近いというふうに申し上げているところです。ただし、この中で住民票の場合は、今話したような流れになると思うんですが、この不正に請求すること自体がリスクになるという手続も当然ながら存在すると思っていて、これは例えば転出届であるとか、登記であるとか、離婚届であるとか、請求が受理されると、そのまま記録が書き換えられるという類いのものですね。これについては、もしオンラインで申請して受け付けられてしまうと、そのまま情報が書き換えられることになると思いますが、これは確実にオンラインの場合、そこでブロックする必要があるだろうというふうに思います。例えば、転出届でいうと、当社でも転出届をオンラインで申請できるというサービスを提供していますが、この場合は本人確認手段というのは、J P K I、一択という形になります。なぜかという、それは法律的にもそれが求められていますし、技術的にもそれが妥当だろう、必要だろうというふうに判断しているからなんですね。なので、そのような手続の場合には、そこで確実にブロックするということが必要になってくると思いますが、住民票の請求というのは、飽くまでも不正に取得できるかどうかというところがリスクになりますので、最終的にそのリスクが、今回の当社のサービスであるかといわれれば、限りなくゼロに近いだろうというふうに思います。

先ほど、あなたの言葉でJ P K Iという言葉が出ましたけれども、一言でいうとこれは何ですかね。

マイナンバーカードを通じた電子証明書を使った本人確認ということになります。

住民基本台帳法においては、郵送による住民票の写しの申請というものも条文上、用意されていますね。

はい。

御社において、この郵送による請求と、今見てきたオンライン申請、この辺りの関係ってどのように整理されていますか。

基本的には同じプロセスだろうというふうに思っています。なので同じことをやっているんですが、顔認証の場合、オンラインで請求している場合というのは、当然ながらその手段がオンラインであるということと、認証手段というのが、郵送の場合は本人確認書類のコピーを封入するというのに比べて、オンラインの場合は、それに顔認証が加わっているという点で、より請求が不正にできるかどうかという点では、よりセキュアになっているというふうに捉えています。

最後に、あなたとして何かおっしゃりたいことがあれば短くお願いします。

住民の中には、例えばハンディキャップであるとか、けがであるとか、いろいろな理由で外出が難しい方々というののもいらっしゃると思います。そういう方々にとって、オンラインの行政サービスというのは、非常に有効な手立ての1つだというふうに思いますし、かつ今回の当社のサービスというのは、今御説明したとおり、限りなくリスクはゼロに近いだろうというふうに考えています。ただ、その中でその選択肢を今回、国あるいは総務省は、最初は技術的助言という手段で、今度は省令改正という手段で、完全に規制をされたわけです。この選択肢を不可能にしてしまったわけなんですけれども、この選択肢を不可能にするというところに、どういうメリットがあったんだろうかというふうに我々は捉えています。なぜこの規制を行ったのかという理由

は、考えれば2つ考えられるというふうに思っていてまして、1つはこのサービスがそもそも違法性をはらんでいたからだというところ、もう1つは、住民に対して無視できないリスクがあるというパターン、この2つがあったときは規制をする可能性があるとは思いますが、前者のほう、違法性があったかどうかというところについていえば、私はその理由ではないというふうに考えていて、もしそもそも違法性があったのであれば、省令改正をして、完全に違法にする必要はないというふうに思います。なので、元々は適法であったということを、その部分は総務省も認めているのではないかと当社は捉えています。だとすると、理由は住民にとって無視できないリスクがあったからだというふうに考えられると思うんですが、無視できないリスクは本当にあったんだろうかということを、当社としてはもう1度問い掛けたいなというふうに思います。先ほど、御説明したとおりですが、我々としては、不正取得できるリスクは限りなくゼロに近いというふうに思っています。この部分でもし合理的な理由があるのであれば、それを御説明いただいた上で、それを裁判所に最終的には御判断いただきたいなというふうに考えています。

裁 判 長

反対尋問、ございますか。

被告指定代理人（友延）

特にございません。

裁 判 官（中村）

前提として確認ですが、このLINEを使った住民票の請求のサービスは、これは請求する本人でなければできないという仕様になっているという理解でよろしいですね。

はい、御認識のとおりです。

先ほど、本人確認の手順に関してなんですけれども、顔写真を認識させるという手順があるかと思うんですけれども、そのプロセスとして、先ほどカメラを起動して、そのカメラで撮影するよというふうにおっしゃっていたと思うんですが、これはカメラでの撮影、いわゆる携帯電話に附属するカメラでその場で撮影するという以外に、例えばアルバム等に入っている画像があると思うんですが、それから取ってくるということはできるんですか。

今現在の仕様ではアルバムから取ってくることはできないようになっています。ただ、これは規制として、スマートフォンで必ずしも動作しない可能性もあるとは思いますが、一応プログラムとしてはそのように規制はしているんですけれども、スマートフォンの仕様が変わると、その部分はアルバムからピックアップすることができるようになる可能性も否めないとは思っています。

現状では少なくとも備付けのカメラから直接写真を撮影して、それを確認させる、読み込ませるという形以外には認識はできないようになっていると。

はい。

その手続は進められないようになっているという理解でよろしいんでしょうか。

はい。

本人確認書類を撮影したものを送るという、認識させるという、読み込ませるという手順があるかと思うんですけれども、これは先ほど偽造されたカードや本人確認書類が用いられないよという、セキュリティ上の問題点、リスクというのが考えられたかと思うんですけれども、本人確認書類の偽造の方法として、他人の写真を貼り付けるというようなものもあるかと思うんですが、本人確認書類自体、例えばコピーした紙だけを読み込ませるとか、そういうようなことも可能性としては考えられなくもないと思うんですが、そういうような原本でないもの、コピーが撮影されたというようなことがあ

った場合には、それをはじけるようなシステムにはなっているということでしょうか。

その部分についていえば、できる場合とできない場合があるというのが正確な答えになると思います。恐らくは、ただ単に紙にコピーして、それを撮った場合というのは、はじかれる可能性が高いと思います。これはAIでの判断になるので、100%どうなるということは確証的には申し上げられないんですが、はじかれる可能性が高いだろうというふうに思います。ただ、一方で、カードそのものをすごく精巧に偽造された場合というのは、カメラではそれは認識できないだろうと思われますので、そういった精巧に偽造された本人確認書類というのは、今回のプロセスは不正に通過してしまう可能性があると思います。

裁 判 官（横地）

甲第56号証の1を示す

甲56の1の真ん中ほどに、「受取方法を選択してください。」という吹き出しが出て、「郵送」ということで本件は選択されていますが、郵送以外の受取方法としてはどのような選択肢が出てくるのでしょうか。

ほかに窓口というのがあります。

窓口というのは、当然申請者本人が窓口に取りに行くということを指しておられるんだと思いますが、窓口で住民票を受け取る際に、今回申請したのと同じ本人確認書類か何かを提示しなきゃいけないということになっているのでしょうか。

はい、窓口の場合はその場で本人確認をするというプロセスになっています。渋谷区の場合は、窓口受取というのはそもそも提供はしていません。渋谷区の場合は郵送のみということになっています。

一応チェックとして2つあるけれども、事実上、郵送しかできないということにしているということですか。

はい、そうです。

裁 判 長

甲第56号証の2を示す

その真ん中辺に、「現在の住所をご入力ください。」と書いて、住所を書いてももらいますよね。その後、「住民票記載の住所を教えてください。」で、また住民票の住所を書くと。ここで住所を書くんですけど、先ほどおっしゃっていた、最終的にはここに何が書いてあっても、本当の住民票記載の住所に郵送するという形になるんですか。

はい、そうなります。

そうすると、今これに「渋谷区ハチ公前1-1」となっていますが、住民票を調べたら、目黒区のどっかですみたいになっていたとしたら、ここでどう答えても、その目黒区のほうの住所に送るという形ですか。

はい、飽くまでも住民基本台帳に登録してある住所に送るというよう
な形になります。

現在の住所だとか住民票記載の住所とこの申請者が言っているところと、その住民基本台帳の住所が違いうるだけでは別にはじかれなくて、ただ住民基本台帳記載の住所に送るという形で解決するということですかね。

渋谷区の運用でいうと、この現住所と住民票記載の住所というのは一致している必要があると思います。なので、これが違うということは、そもそも申請が受け付けられないか、あるいは職員のほうから、個別にどういう状況なのかというのを確認した上での発送ということになると思います。

それをまた発送するときに、最終的にはもちろん発送までは機械がやってくれるわけじゃないので、そのときに、この申請者が言っている住所と違うじゃないかというところで、それは渋谷区のほうでしかるべく対応されるはずだということですかね。

はい、御認識のとおりです。

東京地方裁判所民事第51部

裁判所速記官 星 野 英 子

